

平成24年第3回玉城町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成24年9月12日(水)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成24年9月21日(金)(午前9時00分)

出席議員 1番 一 2番 北 守 3番 坪井 信義
4番 北川 雅紀 5番 中瀬 信之 6番 山口 和宏
7番 奥川 直人 8番 山本 静一 9番 前川 隆夫
10番 川西 元行 11番 風口 尚 12番 小林 豊
13番 小林 一則

欠席議員 1番 中西 友子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 4. 議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)

第 5. 議案第51号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(討論・採決)

第 6. 議案第52号 平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について(討論・採決)

第 7. 議案第53号 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定
について(討論・採決)

第 8. 議案第54号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(討論・採決)

第 9. 議案第55号 平成23年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて(討論・採決)

- 第10. 議案第56号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第11. 議案第57号 平成23年度玉城町病院事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第12. 議案第58号 平成23年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（討論・採決）
- 第13. 議案第59号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（討論・採決）
- 第14. 議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第15. 議案第61号 玉城町防災会議条例の一部改正について（討論・採決）
- 第16. 議案第62号 玉城町災害対策本部条例の一部改正について（討論・採決）（討論・採決）
- 第17. 議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第18. 議案第64号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第19. 議案第65号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第20. 議案第66号 平成24年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第21. 議案第67号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第22. 議案第68号 平成24年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第23. 議案第69号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第3回玉城町議会定例会 第4日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおり

りであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
9番 前川 隆夫 君 10番 川西 元行 君
の2名の方をお願いいたします。

議案の上程

○議長（風口 尚）次に日程第2 議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。予算決算常任委員長 小林一則君

○予算決算常任委員長（小林一則）議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第50号 平成23年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定ないし議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、並びに議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第2号）ないし議案第69号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の委員会審査を去る9月18日午前9時より、第4会議室において町長、副町長、教育長、並びに関係課長、関係室長及び関係課長補佐の出席と、風口議長同席のもとに、審査を実施いたしました。

委員会審査は、11名の委員により慎重審査を行ないました。その審査内容についてはケーブルテレビも放映されておりましたので、詳細については後日、会議録をご高覧賜るということで省略させていただきます。

それでは、一括議題となっております議案第50号ないし議案第60号について審査結果の報告をいたします

初めに、議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成23年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成23年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号 平成 23 年度 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 23 年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては 質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、質疑・討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 23 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上が、委員会に付託されました議案第 50 号ないし議案第 60 号についての委員会審査の報告でございます。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

この際、委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決を行います。

まず、議案第 50 号 平成 23 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 51 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 52 号 平成 23 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 53 号 平成 23 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 23 年度玉城町病院事業会計決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 58 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 23 年度玉城町介護老人保健施設事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、日程第 13 議案第 61 号 玉城町防災会議条例の一部改正について、ないし日程第 14 議案第 62 号 玉城町災害対策本部条例の一部改正についてを一括議題とし、これより討論、採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 61 号 玉城町防災会議条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員 であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号 玉城町災害対策本部条例の一部改正について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員 であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に 日程第 15 議案第 63 号 平成 24 年度玉城町 一般会計補正予算 (第 2 号) ないし日程第 21 議案第 69 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 小林一則君

○**予算決算常任委員長 (小林一則)** 議長から委員会審査の報告を求められましたので、只今、一括議題となっております議案 第 63 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号) ないし議案第 69 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の審議結果を報告いたします。

始めに議案第 63 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号) につきまして審議をいたしました。本議案につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」

で原案のとおり可決されました。

次に議案第64号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第65号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第66号 平成24年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第67号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第68号 平成24年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第69号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました議案第63号ないし議案第69号の審査結果の報告でございます。

○議長(風口 尚) 以上で 予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

只今議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算(第2号)の採決を行います。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 平成 24 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員 であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 24 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員 であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

追加議案は人事案件ですので、教育長退席をお願いします。

（午前 9 時 24 分 休憩）

（山口典朗教育長 退席）

（追加議案配布）

（午前 9 時 37 分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。

これより、追加議案の審査を行います。

日程第 22 議案第 70 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 70 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。本町教育委員会委員である山口典朗委員は、本年 10 月 9 日をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに適任と考え引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。お諮り致します。本案については質疑、討論を省略いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（風口 尚）これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前 9 時 39 分 休憩）

（山口典郎氏挨拶）

（午前 9 時 40 分 再開）

○議長（風口 尚）再開致します。次に、日程第 23 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題と致します。これより選挙を行います。お諮り致します。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙は指名推薦によることと決しました。

お諮り致します。指名の方法については議長において指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長によって指名することに決しました。

暫時休憩致します。

(午前9時41分 休憩)

(選挙管理委員名簿配布)

(午前9時42分 再開)

○議長(風口 尚) 再開致します。

選挙管理委員会委員に中西功典さん・谷口恵津子さん・中村光伸さん・山中徳生さん、同補充員に中野典保さん・江崎洋司さん、飯塚正行さん、大西敦子さん、以上の方をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました中西功典さん・谷口恵津子さん・中村光伸さん・山中徳生さんが選挙管理委員に、又、中野典保さん・江崎洋司さん、飯塚正行さん、大西敦子さんが同補充員に当選されました。

次に、日程第24 請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実」を求める請願書ないし、日程第27 請願第4号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 山本静一君の趣旨説明を求めます。山本静一 君

○8番(山本静一) 請願は第1号から第4号までで提出者は三重県度会郡PTA連絡協議会会長 辻 良氏、三重県度会郡校長会 会長 片山嘉人氏、三重県教職員組合度会支部 支部長 越賀弘幸氏の3名です。請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

1950年、義務教育費国庫負担制度は廃止され、その後、さまざまな制度の変遷が行われ、2006年から国庫負担率3分の1に縮減されました。また、地域主権の確立に向け、補助金の在り方を見直し、一括交付化をすすめています。地方交付税として一般財源のなかに組み込まれれば自治体の財政力の差で地域間格差がひろがります。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である。その時々の方の財政状況に影響されることなく、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要望します。

請願第2号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について趣旨説明をいたします。

近年の激しい経済・雇用情勢の悪化は、国民生活に大きな負担と子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。日本は教育支出における国の負担が少なく、OECD加盟国のなかで非常に高い状況です。こうした中で「高校無償化」「奨学金制度の改善」「就労支援の充実」等がすすめられてきましたが、保護者の負担が十分軽減されたわけではありません。そのため、給付型奨学金の創設と一層の支援策と、すべての子どもたちに学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望します。

次に請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願について趣旨説明をいたします。

2010年に「教職員定数改善計画」が策定され、2011年度に義務基準法の改正により小学校1年生35人学級が実現しました。継続的、計画的に少人数学級を推進し、養護教諭、事務職員の増員等、教職員の定数改善計画の確実な実施が求められています。

日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国のなかで最低レベルです。そのため「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

以上4件の趣旨説明をさせていただきました。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております 請願第1号ないし請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、各請願 ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第2号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第3号「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第4号「防災計画の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に日程第28 発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について を議題といたします。
議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時55分 休憩)

(第4号の日程追加・意見書 配布)

(午前9時56分 再開)

再開いたします。

只今、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書ないし「防災対策の

見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書が提出されました。

この際、発議第5号ないし発議第8号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号ないし発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。お諮りいたします。

発議第5号ないし発議第8号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第5号「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号『「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充』を求める意見

書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を
求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については後日関係方面へ提出いたしますので、ご了承願
います。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

よって平成24年第3回玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて平成24年第3回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 閉会にあたりお礼のご挨拶を申し上げます。今期定例会に提案をいた
だきましたすべての議案につきまして、原案承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げ
ます。なお、会期中に賜りました貴重なご意見ご提言につきましては、今後の町政運営の
参考にさせていただきたいと考えています。

今、国内外の情勢、大変不安定であります。玉城町といたしましては、掲げておりま

す「だれもが安心して元気にらせるまち」づくりに一つひとつとりくんでいきたいと思
います。引き続き、議員みな様方のご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまし
て、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（風口 尚）閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、去る9
月12日から本日まで10日間、当面の諸議案件につきましてご審議を賜りました。終始熱
心にご審議賜り、無事閉会の運びになりましたことを誠にご同慶に堪えない次第でありま
す。また、議事進行にご協力いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

朝晩涼しくなっまいて、あちらこちらで秋の気配を感じる季節になっまいて
ましたが、各位にはこの上とも体に気をつけていただきまして町政の推進にご尽力たまわ
りますことをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午前10時03分散会)